

I. 反対尋問

5 1. 1頁25行目「共犯は他人の犯罪への単なる加担としてではなく、犯罪を自ら遂行しようとする形態の1つとして捉えられるべき」とあるが、それは何故か。

2. 2頁3行目以下「外部的刺激の行為者の動機に与える影響の具体的な検討の必要性」とあるが、何故このような検討が必要なのか。

10

3. 2頁16行目から2頁18行目「明文上、～に反する」とあるが、主観的要素は行為者が犯罪意思を放棄したという意味で違法性を減少させる違法要素と考えるべきである以上、その判断は客観的でなければならないから、一般人の立場から見て「やろうと思えばできたけど、やらなかった」と評価される必要があるのではないか。

15

以上